

独立行政法人大学評価・学位授与機構保有個人情報開示等取扱規則

平成17年3月15日

規則第89号

最終改正 平成23年9月16日

目次

- 第1章 総則（第1条－第4条）
- 第2章 開示（第5条－第20条）
- 第3章 訂正（第21条－第34条）
- 第4章 利用停止（第35条－第45条）
- 第5章 異議申立て（第46条）
- 第6章 雑則（第47条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）における保有個人情報の開示、訂正及び利用停止（以下「保有個人情報開示等」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（法令との関係）

第2条 この規則に定めのない事項については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号。以下「法」という。）その他関係法令の定めるところによる。

（定義）

第3条 この規則における用語の意義は、法第2条に定めるところによる。

2 この規則において「各部課等」とは、監査室並びに管理部及び評価事業部の各課並びに研究開発部をいう。

（個人情報保護窓口）

第4条 機構に、法第46条第1項の規定に基づき、保有個人情報の開示の請求等に関する相談、案内、受付等を行う個人情報保護窓口を設置する。

2 前項に定める個人情報保護窓口は、管理部総務企画課に置く。

第2章 開示

（開示請求）

第5条 保有個人情報の開示を請求しようとする者（以下「開示請求者」という。）は、保有個人情報開示請求書（第1号様式。以下「開示請求書」という。）を個人情報保護窓口に提出して行わなければならない。

2 前項により開示を請求する場合は、開示請求者は、当該開示請求に係る保有個人情報の本人又は本人の法定代理人であることを示す書類を提示又は提出しなければならない。

(開示請求書の補正)

第6条 前条により提出された開示請求書に形式上の不備があるときは、個人情報保護窓口において開示請求者に参考となる情報を提供して、その補正を求めることができる。

(開示請求書の写しの交付)

第7条 個人情報保護窓口において開示請求書を受理したときは、開示請求者に開示請求書の写しを交付するものとする。

(開示請求書の写しの送付)

第8条 個人情報保護窓口において開示請求書を受理したときは、当該保有個人情報を管理する各部課等の長に開示請求書の写しを送付するものとする。

(開示等の検討)

第9条 各部課等の長は、前条により開示請求書の写しの送付を受けたときは、当該保有個人情報の開示(部分開示を含む。以下同じ。)又は不開示(法第17条の規定による開示請求の拒否及び当該開示請求に係る保有個人情報を保有していない場合を含む。以下同じ。)を検討し、その結果を機構長に報告するものとする。

2 機構長は、前項の報告を受けて開示又は不開示(以下「開示等」という。)の検討を行うに当たっては、必要に応じて、機構企画調整会議(以下「企画調整会議」という。)に意見を求めるものとする。

(開示等の決定)

第10条 機構長は、第6条に定める補正に要した日数を除き、開示請求があった日から30日以内に保有個人情報の開示等の決定を行うものとする。

(開示等の決定通知)

第11条 機構長は、保有個人情報の開示等の決定を行ったときは、保有個人情報開示決定通知書(第2号様式)又は保有個人情報不開示決定通知書(第3号様式)により、当該開示請求者に通知しなければならない。

(開示等の決定通知の写しの送付)

第12条 機構長は、前条の開示等の決定を通知したときは、当該保有個人情報を管理する各部課等の長に開示等の決定通知の写しを送付するものとする。

(開示等の決定期限の延長)

第13条 機構長は、法第19条第2項の規定により開示等の決定を更に30日以内の期間で延長するときは、保有個人情報開示決定延期通知書(第4号様式)により当該開示請求者に通知しなければならない。

第14条 機構長は、法第20条の規定により開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分を除く残りの保有個人情報について、開示等の決定の期間を延長するときは、保有個人情報開示決定特例延期通知書(第5号様式)により当該開示請求者に通知しなければならない。

(開示請求に関する事案の移送)

第15条 機構長は、法第21条第1項又は法第22条第1項の規定により事案を他の独立行政法人等又は行政機関の長に移送するときは、保有個人情報の開示請求に関する事案の移送について(第6号様式)に必要書類を添付のうえ移送するものとする。

2 機構長は、前項により事案を移送したときは、保有個人情報の開示請求に関する事案

の移送通知書（第7号様式）により当該開示請求者に通知しなければならない。

（第三者の意見聴取等）

第16条 機構長は、法第23条第1項の規定により第三者から意見を聴取しようとするときは、第三者に係る保有個人情報の開示請求に関する通知書（第8号様式）により当該第三者に通知し、保有個人情報の開示に関する意見書（第10号様式。以下この条において「意見書」という。）により意見を聴取するものとする。

2 機構長は、法第23条第2項の規定により第三者から意見を聴取しなければならないときは、第三者に係る保有個人情報の開示請求に関する通知（第9号様式）により当該第三者に通知し、意見書により意見を聴取するものとする。

3 機構長は、法第23条第3項の規定により第三者の意に反して開示するときは、第三者に係る保有個人情報開示決定通知書（第11号様式）により当該第三者に通知しなければならない。

（開示の実施）

第17条 第11条の規定により保有個人情報の開示を受ける者は、その求める開示の実施の方法等について、開示の実施方法等申出書（第12号様式）により個人情報保護窓口へ申し出なければならない。

2 保有個人情報の開示は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録については別表左欄の種別に応じて、同表右欄に規定する開示の実施方法のいずれかにより行うものとする。

第18条 機構内での閲覧による保有個人情報の開示を実施する場合は、原則として個人情報保護窓口において実施するものとする。ただし、保有個人情報を移動すると汚損の危険性がある場合等には、当該保有個人情報を保有する各部課等において実施できるものとする。

（手数料）

第19条 開示請求手数料の額は、開示請求に係る保有個人情報が記録されている法人文書1件につき300円とし、機構の指定する銀行口座への振込み又は現金により納付する。

2 開示請求者が、次の各号のいずれかに該当する複数の法人文書に記録されている保有個人情報の開示請求を一の開示請求によって行う場合は、開示請求手数料については、当該複数の法人文書を1件の法人文書とみなす。

一 一の法人文書ファイルにまとめられた複数の法人文書

二 前号に掲げるもののほか、相互に密接な関連を有する複数の法人文書

（移送された事案）

第20条 法第21条第2項又は行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行政機関保有個人情報保護法」という。）第22条第2項の規定により他の独立行政法人等又は行政機関の長から移送された事案に係る開示等の検討及び決定並びに開示の実施については、第9条から前条までの規定に準じて行うものとする。

2 機構長は、前項の場合において、移送された事案に係る開示等の決定を行った場合は、当該移送をした独立行政法人等又は行政機関の長に第11条の開示等の決定通知の写し

を送付するものとする。

第3章 訂正

(訂正請求)

第21条 保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を請求しようとする者（以下「訂正請求者」という。）は、保有個人情報訂正請求書（第13号様式。以下「訂正請求書」という。）を個人情報保護窓口に提出して行わなければならない。

2 前項により訂正を請求する場合は、訂正請求者は、当該訂正請求に係る保有個人情報の本人又は本人の法定代理人であることを示す書類を提示又は提出しなければならない。

(訂正請求書の補正)

第22条 前条により提出された訂正請求書に形式上の不備があるときは、個人情報保護窓口において訂正請求者に参考となる情報を提供して、その補正を求めることができる。

(訂正請求書の写しの交付)

第23条 個人情報保護窓口において訂正請求書を受理したときは、訂正請求者に訂正請求書の写しを交付するものとする。

(訂正請求書の写しの送付)

第24条 個人情報保護窓口において訂正請求書を受理したときは、当該保有個人情報を管理する各部課等の長に訂正請求書の写しを送付するものとする。

(訂正等の検討)

第25条 各部課等の長は、前条により訂正請求書の写しの送付を受けたときは、当該保有個人情報の訂正又は不訂正（以下「訂正等」という。）を検討し、その結果を機構長に報告するものとする。

2 機構長は、前項の報告を受けて訂正等の検討を行うに当たっては、必要に応じて、企画調整会議に意見を求めるものとする。

(訂正等の決定)

第26条 機構長は、第22条に定める補正に要した日数を除き、訂正請求があった日から30日以内に保有個人情報の訂正等の決定を行うものとする。

(訂正等の決定通知)

第27条 機構長は、保有個人情報の訂正等の決定を行ったときは、保有個人情報訂正決定通知書（第14号様式）又は保有個人情報不訂正決定通知書（第15号様式）により、当該訂正請求者に通知しなければならない。

(訂正等の決定通知の写しの送付)

第28条 機構長は、前条の訂正等の決定を通知したときは、当該保有個人情報を管理する各部課等の長に訂正等の決定通知の写しを送付するものとする。

(訂正等の決定期限の延長)

第29条 機構長は、法第31条第2項の規定により訂正等の決定を更に30日以内の期間で延長するときは、保有個人情報訂正等決定延期通知書（第16号様式）により当該訂正請求者に通知しなければならない。

第30条 機構長は、法第32条の規定により訂正等の決定に特に長期間を要すると認め、相当の期間内で延長するときは、保有個人情報訂正等決定特例延期通知書（第17号様

式)により当該訂正請求者に通知しなければならない。

(訂正請求に関する事案の移送)

第31条 機構長は、法第33条第1項又は法第34条第1項の規定により事案を他の独立行政法人等又は行政機関の長に移送するときは、保有個人情報の訂正請求に関する事案の移送について(第18号様式)に必要な書類を添付のうえ移送するものとする。

2 機構長は、前項により事案を移送したときは、保有個人情報の訂正請求に関する事案の移送通知書(第19号様式)により当該訂正請求者に通知するものとする。

(訂正の実施)

第32条 各部課等の長は、機構長が訂正の決定を行った場合は、当該保有個人情報の訂正を実施し、当該保有個人情報の訂正実施後は、その旨を機構長に報告するものとする。

(保有個人情報の提供先への通知)

第33条 機構長は、第26条による訂正の決定を行った場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の訂正について(第20号様式)により当該保有個人情報の提供先に通知するものとする。

(移送された事案)

第34条 法第33条第2項又は行政機関保有個人情報保護法第34条第2項の規定により他の独立行政法人等又は行政機関の長から移送された事案に係る訂正等の検討及び決定並びに訂正の実施については、第25条から前条までの規定に準じて行うものとする。

2 機構長は、前項の場合において、移送された事案に係る訂正等の決定を行った場合は、当該移送をした独立行政法人等又は行政機関の長に第27条の訂正等の決定通知の写しを送付するものとする。

第4章 利用停止

(利用停止請求)

第35条 保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止」という。)を請求しようとする者(以下「利用停止請求者」という。)は、保有個人情報利用停止請求書(第21号様式。以下「利用停止請求書」という。)を個人情報保護窓口に提出して行わなければならない。

2 前項により利用停止を請求する場合は、利用停止請求者は、当該利用停止請求に係る保有個人情報の本人又は本人の法定代理人であることを示す書類を提示又は提出しなければならない。

(利用停止請求書の補正)

第36条 前条により提出された利用停止請求書に形式上の不備があるときは、個人情報保護窓口において利用停止請求者に参考となる情報を提供して、その補正を求めることができる。

(利用停止請求書の写しの交付)

第37条 個人情報保護窓口において利用停止請求書を受理したときは、利用停止請求者に利用停止請求書の写しを交付するものとする。

(利用停止請求書の写しの送付)

第38条 個人情報保護窓口において利用停止請求書を受理したときは、当該保有個人情

報を管理する各部課等の長に利用停止請求書の写しを送付するものとする。

(利用停止等の検討)

第39条 各部課等の長は、前条により利用停止請求書の写しの送付を受けたときは、当該保有個人情報の利用停止又は不利用停止（以下「利用停止等」という。）を検討し、その結果を機構長に報告するものとする。

2 機構長は、前項の報告を受けて利用停止等の検討を行うに当たっては、必要に応じて、企画調整会議に意見を求めるものとする。

(利用停止等の決定)

第40条 機構長は、第36条に定める補正に要した日数を除き、利用停止請求があった日から30日以内に保有個人情報の利用停止等の決定を行うものとする。

(利用停止等の決定通知)

第41条 機構長は、保有個人情報の利用停止等の決定を行ったときは、保有個人情報利用停止決定通知書（第22号様式）又は保有個人情報不利用停止決定通知書（第23号様式）により、当該利用停止請求者に通知しなければならない。

(利用停止等の決定通知の写しの送付)

第42条 機構長は、前条の利用停止等の決定を通知したときは、当該保有個人情報を管理する各部課等の長に利用停止等の決定通知の写しを送付するものとする。

(利用停止等の決定期限の延長)

第43条 機構長は、法第40条第2項の規定により利用停止等の決定を更に30日以内の期間で延長するときは、個人情報利用停止等決定延期通知書（第24号様式）により当該利用停止請求者に通知しなければならない。

第44条 機構長は、法第41条の規定により利用停止等の決定に特に長期間を要すると認め、相当の期間内で延期するときは、保有個人情報利用停止等決定特例延期通知書（第25号様式）により当該利用停止請求者に通知しなければならない。

(利用停止の実施)

第45条 各部課等の長は、機構長が利用停止の決定を行った場合は、当該保有個人情報の利用停止を実施し、当該保有個人情報の利用停止実施後は、その旨を機構長に報告するものとする。

第5章 異議申立て

(異議申立てに対する措置)

第46条 機構長は、保有個人情報開示等の決定について異議申立てを受けたときは、必要に応じて、企画調整会議に意見を求めるものとする。

2 機構長は、前項による異議申立てを受けて情報公開・個人情報保護審査会に諮問するときは、諮問書（第26号様式）に必要書類を添付のうえ諮問するものとする。

3 機構長は、前項の規定により情報公開・個人情報保護審査会に諮問したときは、情報公開・個人情報保護審査会への諮問に関する通知（第27号様式）により法第43条各号に掲げる者（以下「異議申立人等」という。）に通知しなければならない。

4 機構長は、異議申立てに対する決定をしたときは、異議申立てに対する決定通知書（第28号様式）により異議申立人等に通知しなければならない。

第6章 雑則

(雑則)

第47条 この規則に定めるもののほか、保有個人情報開示等に関し必要な事項は、機構長が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月13日）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月12日）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月28日）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年9月16日）

この規則は、平成23年9月16日から施行する。

別表(第17条関係)

種 別	開示の実施の方法
1 文書又は図画（2の項に該当するものを除く。）	イ 閲覧
	ロ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの閲覧
	ハ 複写機により用紙に複写したものの交付（ニに掲げる方法に該当するものを除く。）
	ニ 複写機により用紙にカラーで複写したものの交付
2 写真フィルム	ホ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付
	イ 印画紙に印画したものの閲覧
3 録音テープ又は録音ディスク	ロ 印画紙に印画したものの交付
	イ 専用機器により再生したものの聴取
4 ビデオテープ又はビデオディスク	ロ 録音カセットテープに複写したものの交付
	イ 専用機器により再生したものの視聴
5 電磁的記録（3の項又は4の項に該当するものを除く。）	ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付
	イ 用紙に出力したものの閲覧
	ロ 専用機器により再生したものの閲覧又は視聴
	ハ 用紙に出力したものの交付（ニに掲げる方法に該当するものを除く。）

ニ	用紙にカラーで出力したものの交付
ホ	フレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付
へ	光ディスクに複写したものの交付

【本人確認書類等について】

この請求書により保有個人情報の開示を請求する場合は、当該開示請求に係る保有個人情報の本人又は本人の法定代理人であることを示す下記の書類等のうちいずれかを併せて窓口に提示し、又は提出してください。

1. 本人が請求する場合の添付書類等（この請求書に記載されている開示請求者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されているものに限る。）
 - a. 運転免許証
 - b. 健康保険の被保険者証
 - c. 外国人登録証明書
 - d. 住民基本台帳法第30条の4第1項に規定する住民基本台帳カード
 - e. その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、この請求書により開示請求をする者が本人であることを確認するに足りるもの

※ この請求書を当機構に送付して開示を請求する場合には、次に掲げる書類のすべてを添付して送付してください。

- ・ 上記 a～e のいずれかを複写機により複写したもの
- ・ 本人の住民票の写し又は外国人登録原票の写し（開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限ります。なお、住民票の写し又は外国人登録原票の写しは、市町村が発行する公文書であり、その複写物による提出は認められません。）

2. 本人の法定代理人が請求する場合の添付書類等
 - ・ 法定代理人自身に係る上記1に掲げる書類
 - ・ 戸籍謄本（開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限ります。なお、戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類は、市町村等が発行する公文書であり、その複写物による提出は認められません。）
 - ・ その他その資格を証明する書類

※ 開示請求をした法定代理人は、当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに、書面でその旨を当機構に届け出てください。（ただし、「保有個人情報の開示請求に関する事案の移送通知書」による通知を受けた場合は、当該通知書に記載されている移送先の独立行政法人等又は行政機関の長に届け出てください。）

保有個人情報開示決定通知書

(開示請求者) 様

独立行政法人
大学評価・学位授与機構長

印

年 月 日付けで申請のありました保有個人情報の開示の請求については、開示することに決定しましたので、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第18条第1項の規定により、次のとおり通知します。

A	開示請求に係る保有個人情報が記録されている法人文書の名称	
B	開示する部分等	① 開示する部分 <input type="checkbox"/> 全部開示 <input type="checkbox"/> 部分開示 ② 部分開示の場合、不開示とした部分とその理由 〔 〕
C	開示する保有個人情報の利用目的	
D	開示請求書における希望する開示の実施方法等について（○印） （※開示請求書で、開示の実施方法等に関する希望を記入した場合）	① 開示請求書の希望どおりに実施できます。 ② 開示請求書の希望とは異なる方法で実施します。
E	求めることができる開示の実施方法（○印）	① 機構内における開示の実施 （ <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付） ② 写しの送付による開示の実施
F	機構内における開示を実施する場合、その日程及び場所 （※別添の「開示の実施方法等申出書」には、これらの日のうちから希望する日を選択してください。）	① 年 月 日（ ） 時 分 ② 年 月 日（ ） 時 分 ③ 年 月 日（ ） 時 分 開示実施場所：
G	写しの送付による開示を実施する場合、その準備に要する日数及び送付に要する費用	日 円

* この通知があった日から30日以内に、開示の実施の方法を別添「開示の実施方法等申出書」にご記入の上、個人情報担当まで提出してください。（ただし、上記項目Dの①に○印がついている場合で、開示の実施方法を変更しないときは、改めて提出する必要はありません。）

* 上記項目Bで部分開示とした決定に不服がある場合には、行政不服審査法（昭和37年法律第130号）第6条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、独立行政法人大学評価・学位授与機構長に対して異議申立てをすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には異議申立てができなくなります。）

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、独立行政法人大学評価・学位授与機構長を被告として、同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起できなくなります。）

保有個人情報不開示決定通知書

（開示請求者） 様

独立行政法人
大学評価・学位授与機構長

印

年 月 日付けで申請のありました保有個人情報の開示の請求については、開示しないことと決定しましたので、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第18条第2項の規定により、次のとおり通知します。

開示請求に係る保有個人情報 が記録されている 法人文書の名称	
開示しない理由	

* この決定に不服がある場合には、行政不服審査法（昭和37年法律第130号）第6条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、独立行政法人大学評価・学位授与機構長に対して異議申立てをすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には異議申立てができなくなります。）
また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、独立行政法人大学評価・学位授与機構長を被告として、同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起できなくなります。）

保有個人情報開示決定延期通知書

（開示請求者） 様

独立行政法人
大学評価・学位授与機構長

印

年 月 日付けで申請のありました保有個人情報の開示の請求については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第19条第2項の規定により、次のとおり決定する期間を延長しましたので通知します。

開示請求に係る保有個人情報 が記録されている法人文 書の名称	
延長後の決定期限	年 月 日
延長の理由	

保有個人情報開示決定特例延期通知書

（開示請求者） 様

独立行政法人
大学評価・学位授与機構長

印

年 月 日付けで申請のありました保有個人情報の開示の請求については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第20条の規定により、次のとおり保有個人情報の相当部分を除く残りの部分について、決定期限を延長しましたので通知します。

開示請求に係る保有個人情報 が記録されている法人文 書の名称	
決定期間を延長する残りの 部分	
延長の理由	
延長後の決定期限	年 月 日

保有個人情報の開示請求に関する事案の移送について

（移送先機関等の長） 殿

独立行政法人
大学評価・学位授与機構長

印

年 月 日付けで申請のありました保有個人情報の開示請求については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第 条第1項の規定により、下記のとおり事案を移送しますので、よろしくお取り計らい願います。

記

開示請求に係る保有個人情報が記録されている法人文書名	
請求者名等	氏名： 住所： 電話番号：
添付資料等名	
備考	

保有個人情報の開示請求に関する事案の移送通知書

（開示請求者） 様

独立行政法人
大学評価・学位授与機構長

印

年 月 日付けで申請のありました保有個人情報の開示請求については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第 条第1項の規定により、次のとおり事案を移送しましたので通知します。

開示請求に係る保有個人情報が記録されている法人文書の名称	
移送をした日	年 月 日
事案の移送先の独立行政法人等又は行政機関	所在地： TEL：（ ） —
事案の移送をした理由	

第三者に係る保有個人情報の開示請求に関する通知書

（第三者利害関係人） 様

独立行政法人
大学評価・学位授与機構長

印

（あなた、貴社等）に関する情報が記録されております下記の法人文書について、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第12条の規定により開示の請求がありましたので通知します。

については、同法第23条第1項の規定に基づきご意見を伺いますので、当該保有個人情報を開示することについてご意見がある場合は、別添「保有個人情報の開示に関する意見書」にご記入の上、ご提出いただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合は、特にご意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

開示請求に係る保有個人情報が記録されている法人文書の名称	
開示請求年月日	年 月 日
上記法人文書に記録されている（あなた、貴社等）に関する情報の内容	
意見書提出先	〒187-8587 東京都小平市学園西町1-29-1 独立行政法人大学評価・学位授与機構管理部総務企画課 TEL：（042）307-1500（代表） FAX：（042）307-1552
意見書提出期限	年 月 日

第三者に係る保有個人情報の開示請求に関する通知書

(第三者利害関係人) 様

独立行政法人
大学評価・学位授与機構長

印

(あなた、貴社等)に関する情報が記録されております下記の法人文書について、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号。以下「法」という。）第12条の規定により開示の請求がありましたので通知します。

ついては、法第23条第2項の規定に基づきご意見を伺いますので、当該保有個人情報を開示することについてご意見がある場合は、別添「保有個人情報の開示に関する意見書」にご記入の上、ご提出いただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合は、特にご意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

開示請求に係る保有個人情報が記録されている法人文書の名称	
開示請求年月日	年 月 日
上記法人文書に記録されている（あなた、貴社等）に関する情報の内容	
規定の適用区分	法第23条第2項第 号
上記規定を適用する理由	
意見書提出先	〒187-8587 東京都小平市学園西町1-29-1 独立行政法人大学評価・学位授与機構管理部総務企画課 TEL：(042)307-1500（代表） FAX：(042)307-1552
意見書提出期限	年 月 日

保有個人情報の開示に関する意見書

独立行政法人
大学評価・学位授与機構長 殿

氏名又は名称：（ふりがな） _____

住所又は居所：〒 _____

電話番号：（ ） _____ - _____

年 月 日付け 第 号で通知のありました保有個人情報の開示について、
下記のとおり意見を提出します。

記

開示請求に係る保有個人情報が記録されている法人文書の名称	
上記法人文書を開示することについての意見（該当する番号に○印を付してください。）	① 開示しても問題はない。 ② 開示することにより、支障（不利益）が生じる。 具体的に：
その他の意見	

第三者に係る保有個人情報開示決定通知書

（反対意見を提出した第三者） 様

独立行政法人
大学評価・学位授与機構長

印

あなたに関する情報が記録されております下記の法人文書について、 年 月 日
付け「保有個人情報の開示に関する意見書」によりご意見をいただきましたが、この度開示する
ことと決定しましたので、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年
法律第59号）第23条第3項の規定により、次のとおりお知らせします。

開示請求に係る保有個人情報 が記録されている法人 文書の名称	
開示決定をした理由	
開示決定をした日	年 月 日
開示を実施する日	年 月 日

* この決定に不服がある場合には、行政不服審査法（昭和37年法律第130号）第6条の規定により、この
決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、独立行政法人大学評価・学位授与機構長に対
して異議申立てをすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内
であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には異議申立てができなくなります。）
また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規
定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、独立行政法人大学評価・学位授与機構長を被
告として、同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、決定が
あったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴え
を提起できなくなります。）

開示の実施方法等申出書

独立行政法人
大学評価・学位授与機構長 殿

フリガナ
氏名： _____ 印
住所又は居所： 〒 _____
_____ 印
電話番号： (_____) _____ - _____

年 月 日付け 第 号で通知のありました保有個人情報の開示決定について、次のとおり開示の実施を受けたいので、申し出ます。

1. 開示の実施方法について（希望する番号を○印で囲み、詳細を記入してください。）

- ① 機構内における開示の実施を希望します。

実施希望日： 年 月 日 時 分

（※保有個人情報開示決定通知書の項目Fの日程の中から選択して記入してください。）

- ② 写しの送付による開示の実施を希望します。

送付先： 〒

2. 部分ごとに異なる開示の実施について

（上記のいずれも選択できる場合で、保有個人情報の部分ごとに異なる方法による開示の実施を希望する場合は、それぞれの部分を記入してください。）

閲覧を希望する部分	
写しの送付を希望する部分	

3. 一部開示の実施について

（開示決定に係る保有個人情報の一部について開示の実施を希望する場合は、その部分を記入してください。）

開示を希望する部分	
-----------	--

* この申出書は、保有個人情報開示決定通知書の項目Dの①に○印がついている場合で、開示の実施方法を変更しないときは、改めて提出する必要はありません。

保有個人情報訂正請求書

独立行政法人
大学評価・学位授与機構長 殿

請求者氏名^{フリガナ}（本人又は法定代理人）：

印

請求者の住所又は居所：

〒

電話番号：（ ） -

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第28条第1項の規定により、次のとおり請求します。

訂正請求に係る保有個人情報について	1. 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日： 年 月 日 2. その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項（保有個人情報が記録されている法人文書の名称など）
訂正請求の趣旨及び理由 （できるだけ具体的に記載してください。）	

○本人確認等欄

1. 開示請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人
2. 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード <input type="checkbox"/> その他（ ） ※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写しを添付してください。
3. 本人の状況等（法定代理人が請求する場合にのみ記載してください。） ア 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 （ふりがな） イ 本人の氏名 _____ ウ 本人の住所又は居所 _____
4. 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ）

（*以下は記入不要）

受理年月日	年 月 日	整理番号	
決定期限	年 月 日	受付担当	

* この請求書は、訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に提出してください。

【本人確認書類等について】

この請求書により保有個人情報の訂正を請求する場合は、当該訂正請求に係る保有個人情報の本人又は本人の法定代理人であることを示す下記の書類等のうちいずれかを併せて窓口に掲示し、又は提出してください。

1. 本人が請求する場合の添付書類等（この請求書に記載されている訂正請求者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されているものに限る。）
 - a. 運転免許証
 - b. 健康保険の被保険者証
 - c. 外国人登録証明書
 - d. 住民基本台帳法第30条の4第1項に規定する住民基本台帳カード
 - e. その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、この請求書により訂正請求をする者が本人であることを確認するに足りるもの

※ この請求書を当機構に送付して訂正を請求する場合には、次に掲げる書類のすべてを添付して送付してください。

- ・ 上記 a～e のいずれかを複写機により複写したもの
- ・ 本人の住民票の写し又は外国人登録原票の写し（訂正請求をする日前30日以内に作成されたものに限り、なお、住民票の写し又は外国人登録原票の写しは、市町村が発行する公文書であり、その複写物による提出は認められません。）

2. 本人の法定代理人が請求する場合の添付書類等
 - ・ 法定代理人自身に係る上記1に掲げる書類
 - ・ 戸籍謄本（訂正請求をする日前30日以内に作成されたものに限り、なお、戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類は、市町村等が発行する公文書であり、その複写物による提出は認められません。）
 - ・ その他その資格を証明する書類

保有個人情報訂正決定通知書

(訂正請求者) 様

独立行政法人
大学評価・学位授与機構長

印

年 月 日付けで申請のありました保有個人情報の訂正の請求については、下記の法人文書に記録されている保有個人情報について 年 月 日付けで訂正することと決定しましたので、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第30条第1項の規定により通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報が記録されている法人文書の名称	
訂正決定をする内容及び理由	(訂正内容) (訂正理由)

* この決定に不服がある場合には、行政不服審査法（昭和37年法律第130号）第6条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、独立行政法人大学評価・学位授与機構長に対して異議申立てをすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には異議申立てができなくなります。）
また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、独立行政法人大学評価・学位授与機構長を被告として、同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起できなくなります。）

保有個人情報不訂正決定通知書

（訂正請求者） 様

独立行政法人
大学評価・学位授与機構長

印

年 月 日付けで申請のありました保有個人情報の訂正の請求については、訂正しないことと決定しましたので、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第30条第2項の規定により、次のとおり通知します。

訂正請求に係る保有個人情報 が記録されている 法人文書の名称	
訂正しない理由	

* この決定に不服がある場合には、行政不服審査法（昭和37年法律第130号）第6条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、独立行政法人大学評価・学位授与機構長に対して異議申立てをすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には異議申立てができなくなります。）
また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、独立行政法人大学評価・学位授与機構長を被告として、同法第12条に規定する裁判所に処分取消しの訴えを提起することができます。（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分取消しの訴えを提起できなくなります。）

保有個人情報訂正等決定延期通知書

（訂正請求者） 様

独立行政法人
大学評価・学位授与機構長

印

年 月 日付けで申請のありました保有個人情報の訂正の請求については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第31条第2項の規定により、次のとおり決定する期間を延長しましたので通知します。

開示請求に係る保有個人情報 が記録されている法人文 書の名称	
延長後の決定期限	年 月 日
延長する理由	

保有個人情報訂正等決定特例延期通知書

（訂正請求者） 様

独立行政法人
大学評価・学位授与機構長

印

年 月 日付けで申請のありました保有個人情報の訂正の請求については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号。以下「法」という。）第32条の規定により、次のとおり決定期限を延長しましたので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報 が記録されている法人文 書の名称	
法第32条を適用する理由	
延長後の決定期限	年 月 日

保有個人情報の訂正請求に関する事案の移送について

（移送先機関長） 殿

独立行政法人
大学評価・学位授与機構長

印

年 月 日付けで申請のありました保有個人情報の訂正請求については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第 条第1項の規定により、下記のとおり事案を移送しますので、よろしくお取り計らい願います。

記

訂正請求に係る保有個人情報が記録されている法人文書名	
請求者名等	氏名： 住所： 電話番号：
添付資料等名	
備考	

保有個人情報の訂正請求に関する事案の移送通知書

（訂正請求者） 様

独立行政法人
大学評価・学位授与機構長

印

年 月 日付けで申請のありました保有個人情報の訂正請求については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第 条第1項の規定により、次のとおり事案を移送しましたので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報が記録されている法人文書の名称	
事案の移送先の独立行政法人等又は行政機関	所在地： TEL：（ ） -
事案の移送をした理由	

保有個人情報の訂正について

（保有個人情報提供先機関等の長） 殿

独立行政法人
大学評価・学位授与機構長

印

（保有個人情報提供先機関等の長）に提供している下記の保有個人情報について、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第35条の規定により、訂正することと決定したので通知します。

記

訂正に係る保有個人情報が記録されている法人文書の名称	
当該保有個人情報の利用目的	
訂正の内容及び理由	

保有個人情報利用停止請求書

独立行政法人
大学評価・学位授与機構長 殿

請求者氏名（本人又は法定代理人）：
フリガナ

印

請求者の住所又は居所：

〒

電話番号：（ ） -

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第37条第1項の規定により、次のとおり請求します。

利用停止請求に係る保有個人情報について	1. 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日 年 月 日 2. その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項（保有個人情報が記録されている法人文書の名称など）
利用停止請求に係る趣旨及び理由 (できるだけ具体的に記載してください。)	

○本人確認等欄

1. 開示請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人
2. 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード <input type="checkbox"/> その他 () ※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写しを添付してください。
3. 本人の状況等（法定代理人が請求する場合にのみ記載してください。） ア 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 (ふりがな) イ 本人の氏名 _____ ウ 本人の住所又は居所 _____
4. 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 ()

(*以下は記入不要)

受理年月日	年 月 日	整理番号	
決定期限	年 月 日	受付担当	

* この請求書は、訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に提出してください。

【本人確認書類等について】

この請求書により保有個人情報の利用停止を請求する場合は、当該利用停止請求に係る保有個人情報の本人又は本人の法定代理人であることを示す下記の書類等のうちいずれかを併せて窓口に提示し、又は提出してください。

1. 本人が請求する場合の添付書類等（この請求書に記載されている利用停止請求者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されているものに限る。）
 - a. 運転免許証
 - b. 健康保険の被保険者証
 - c. 外国人登録証明書
 - d. 住民基本台帳法第30条の4第1項に規定する住民基本台帳カード
 - e. その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、この請求書により利用停止請求をする者が本人であることを確認するに足りるもの

※ この請求書を当機構に送付して利用停止を請求する場合には、次に掲げる書類のすべてを添付して送付してください。

- ・ 上記 a～e のいずれかを複写機により複写したもの
 - ・ 本人の住民票の写し又は外国人登録原票の写し（利用停止請求をする日前30日以内に作成されたものに限り、なお、住民票の写し又は外国人登録原票の写しは、市町村が発行する公文書であり、その複写物による提出は認められません。）
2. 本人の法定代理人が請求する場合の添付書類等
 - ・ 法定代理人自身に係る上記1に掲げる書類
 - ・ 戸籍謄本（利用停止請求をする日前30日以内に作成されたものに限り、なお、戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類は、市町村等が発行する公文書であり、その複写物による提出は認められません。）
 - ・ その他その資格を証明する書類

保有個人情報利用停止決定通知書

（利用停止請求者） 様

独立行政法人
大学評価・学位授与機構長

印

年 月 日付けで申請のありました保有個人情報の利用停止の請求については、下記の法人文書に記録されている保有個人情報について 年 月 日付けで利用停止することと決定しましたので、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第39条第1項の規定により通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報 が記録されている法人文書 の名称	
利用停止決定をする内容及び 理由	(利用停止決定の内容) (利用停止の理由)

* この決定に不服がある場合には、行政不服審査法（昭和37年法律第130号）第6条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、独立行政法人大学評価・学位授与機構長に対して異議申立てをすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には異議申立てができなくなります。）
また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、独立行政法人大学評価・学位授与機構長を被告として、同法第12条に規定する裁判所に処分取消しの訴えを提起することができます。（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分取消しの訴えを提起できなくなります。）

保有個人情報不利用停止決定通知書

（利用停止請求者） 様

独立行政法人
大学評価・学位授与機構長

印

年 月 日付けで申請のありました保有個人情報の訂正の請求については、訂正しないことと決定しましたので、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第39条第2項の規定により、次のとおり通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報が記録されている法人文書の名称	
利用停止しない理由	

* この決定に不服がある場合には、行政不服審査法（昭和37年法律第130号）第6条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、独立行政法人大学評価・学位授与機構長に対して異議申立てをすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には異議申立てができなくなります。）
また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、独立行政法人大学評価・学位授与機構長を被告として、同法第12条に規定する裁判所に処分取消しの訴えを提起することができます。（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分取消しの訴えを提起できなくなります。）

保有個人情報利用停止等決定延期通知書

（利用停止請求者） 様

独立行政法人
大学評価・学位授与機構長

印

年 月 日付けで申請のありました保有個人情報の利用停止の請求については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第40条第2項の規定により、次のとおり決定する期間を延長しましたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報 が記録されている法人 文書の名称	
延長後の決定期限	年 月 日
延長の理由	

保有個人情報利用停止等決定特例延期通知書

（利用停止請求者） 様

独立行政法人
大学評価・学位授与機構長

印

年 月 日付けで申請のありました保有個人情報の利用停止の請求については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第41条の規定により、次のとおり決定期限を延長しましたので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報 が記録されている法人文 書の名称	
法第41条を適用する理由	
延長後の決定期限	年 月 日

情報公開・個人情報保護審査会への諮問に関する通知

（異議申立人等） 様

独立行政法人
大学評価・学位授与機構長

印

年 月 日付けで異議申立てのありました件については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第42条第2項の規定に基づき下記のとおり情報公開・個人情報保護審査会に諮問しましたので、同法第43条の規定により通知します。

記

異議申立てのあった保有個人情報 が記録されている法人文書の 名称又は内容	
諮問日・諮問番号	年 月 日 ・ 諮問 号
諮問の内容	

異議申立てに対する決定通知書

（異議申立人等） 様

独立行政法人
大学評価・学位授与機構長

印

年 月 日付けで異議申立てのありました件については、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

異議申立てのあった保有個人情報 が記録されている法 人文書の名称又は内容	
異議申立てに対する決定	
決定の理由	